

令和4年度

教育委員会定例会（5月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和4年5月23日（月）10時00分から10時46分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 教育支援センター長兼	花岡 純
教 育 部 副 参 事	賀藤 久道	学校教育課指導担当課長 兼学校給食センター所長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長 教育部上席主幹（スポ ーツ・文化財振興担当）	神本 かおり
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	兼主任	村上 始
文 化 ・ 公 民 館 振 興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 木邨 勇貴

5 付議案件

議案 第21号	四條畷市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第22号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第23号	四條畷市社会教育委員の委嘱について
議案 第24号	四條畷市立図書館協議会委員の任命について
報告 第8号	四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告について
報告 第9号	四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員の委嘱について

植田教育長	<p>只今から5月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
板谷教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。本日の議事録署名者は、佞委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第21号 四條畷市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>議案第21号 四條畷市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、教育委員会の議決を求めます。</p> <p>提案理由としては、令和4年4月1日付けの機構改革に伴い、四條畷市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する必要が生じ、本案を提案しました。新旧対照表をご覧ください。</p> <p>四條畷市いじめ問題対策委員会規則の第5条中、「学校教育課」を「教育支援センター」に改めたく考えております。</p> <p>施行は公布の日からといたします。ご審議をお願いいたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
佞委員	<p>機構改革による変更に関しては特に意見はありません。</p> <p>本件に関し、先般、大阪府内の自治体で、保護者からのいじめの訴えが放置されたという報道がありました。新型コロナウイルス感染症の流行以降、いじめの態様も変化しており、内容も見えにくくなっていると思います。本市のいじめ問題対策委員会は全国的にも早期に設置され、定期的に会議が開かれていると聞いていますが、この委員会がしっかり機能しているのか、そのあたりについて確認させてください。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>委員会は学期に1回開催しており、事案が発生した際は、それにこだわらず、緊急対応を考えています。現在は、いじめの状況に留まらず、暴力行為や不登校についても情報共有のうえ、専門家の意見、助言をいただき、対応</p>

	<p>にあたっています。そのなか、個別の対応協議では、より詳細な背景事情や取り巻く環境について、情報収集のうえ、助言を仰ぐ方が良いとのご指摘もいただいています。それらのご意見を反映しながら、より有意義な会とするべく努めているところです。</p>
尾崎委員	<p>4月の定例会で委員の出席状況について質問させていただき、令和3年度の第1回に欠席者があったと回答がありましたが、機能的に運用するにあたり、出席に向けた配慮などがありましたら教えてください。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>現在、令和4年度の第1回の日程調整を行っているところですが、弁護士、臨床心理士のほか、学識経験者の皆さまも全員ご出席いただける状況です。</p>
植田教育長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。 議案第21号 四條畷市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第21号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。 議案第22号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>議案第22号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、教育委員会の議決を求めます。 提案理由としては、令和4年4月1日付けの機構改革に伴い、四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する必要が生じ、本案を提案しました。 新旧対照表をご覧ください。四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則の第5条中、「学校教育課」を「教育支援センター」に改めたく考えております。</p>

<p>植田教育長</p>	<p>施行は公布の日からといたします。ご審議をお願いいたします。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>これら2件は、庶務を行う課の変更ですが、令和4年4月の機構改革に向けて、2月の教育委員会定例会で教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正を行いました。それに伴う他の規則改正が、今回、年度をまたいで上程されていますので、今後はこのような遺漏がないよう、事務局に対し要望いたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。 議案第22号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第22号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。 議案第23号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本スポーツ・文化財振興課長</p>	<p>議案第23号四條畷市社会教育委員の委嘱について、社会教育法第15条第2項の規定により、教育委員会の議決を求めます。 提案理由としては、家庭教育の向上に資する活動を行う者としてPTA協議会、学校教育の関係者として校長会から選出いただいている委員に交代があり、新たな委員に委嘱する必要が生じたため、本案を提案しました。 新旧対照表をご覧ください。新任欄にまるがついている委員2人が変更となっており、新たな委員として、PTA協議会から平田英子氏、校長会から田原小学校校長の上井大介氏をあげております。 性別は男女比5対5で、任期は前任委員の残任期間である令和4年6月1日から5年5月31日です。説明は以上です。</p>

<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。 議案第23号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第23号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。 議案第24号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>議案第24号、四條畷市立図書館協議会委員の任命について、図書館法第15条の規定により、教育委員会の議決を求めます。 提案理由としては、委員のうち学校教育関係者1人に交代があり、新たに委員を任命する必要があるため、本案を提案しました。 新旧対照表をご覧ください。候補者は、岡部小学校長の木村実氏でございます。なお、男女比3対7には変更ありません。 任期は前任委員の残任期間である令和5年5月31日までです。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ここでお諮りいたします。 議案第24号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第24号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>

植田教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第8号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長	<p>報告第8号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告について、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、各校の指導計画を作成しましたのでご報告します。</p> <p>各学校の教育計画をご確認ください。校長は、毎年、学年の初めに、学校経営の重点、学習指導及び生徒指導の重点、健康管理と指導の重点、日課表、校務分掌、行事予定表、教職員の研修計画の7項目を教育委員会に報告し、1年間の教育活動は各校で作成された計画をもとに行われることとなります。報告は以上です。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
尾崎委員	<p>教育計画の作成は、期間的な制限もあり、非常に大変であることは承知しておりますが、学習指導計画にカリキュラムマネジメントや小学校のスタートカリキュラムが位置づけられていない学校があり、学校長の目標設定とリンクしているのか疑問に思いました。実態として、それらの取組みが進められているのか教えてください。</p>
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長	<p>スタートカリキュラムについては、保幼小連携研修の中で、保育所、幼稚園、こども園がどのようなカリキュラムで進めているか情報交換しており、毎年、少しずつ変化しながら進められているとの認識です。</p> <p>学習指導計画については、年度末に教職員アンケート等で達成度を問う項目の設定を進めている学校があり、校長会等で情報共有を進めながら、広げていきたいと考えています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>新たな教育振興基本計画が施行される令和4年度は、本市教育の大きな転換期になると考えています。新たな教育大綱ができ、教育振興基本計画を策定しましたが、この計画に掲げる教育像に触れている学校が1校しかないように思います。これについて、教育委員会としてどのような指導をしているのか教えてください。</p>
花岡教育部次長兼学校教育課長	<p>学校長が作成する学校経営計画については、令和3年度に記載すべき項目の整理を行いました。また、令和4年度については、経営方針と運営方針の</p>

山本教育長職務代理者	<p>違い、達成基準の明確化などに関し、校長会で共有するなど、指導を行ってまいりましたが、十分でない部分もありますので、今後はより良い経営方針を示せるよう、進めてまいります。</p> <p>一定の指導をされているとは思いますが、学校経営計画を作ることが目的になってしまっているように見受けられます。多岐にわたる内容ですので、大変なことだと思いますが、教育委員会に報告するというより、校内で共有を図れば良い内容もあり、報告内容の精査をお願いしたいのが1つです。</p> <p>また、達成の基準が記載されていますが、全ての項目で、「肯定的評価が70%」という目標を設定されている学校があり、何をもとにした評価であり、なぜ全ての項目が70%なのかという部分が不明瞭です。それを考えると、目標や達成基準を統一し、同じ指標で測っていくのが理想ではないでしょうか。</p>
花岡教育部次長兼学校教育課長	<p>ご指摘の内容について、保護者や教職員アンケートなどを活用し、数値化できるものがあると思います。評価の内容についても、目標数値の根拠が明確になるよう指導してまいります。</p>
佃委員	<p>山本職務代理者がおっしゃるとおり、今年度は本市の教育の転換期であるということを、ぜひとも校長先生方と共有いただけたらと思います。教育大綱、教育振興基本計画のエッセンスを広く子どもたちに届けるには、校長先生方のマネジメントが非常に大切になります。それを具現化するのが学校経営計画となりますので、プライドをかけて取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>昨年度よりは様式も揃い、指標を設定して初めて感じられたこともあると思いますので、今後は色々な意味で良くなっていくと思います。教育長をはじめ、事務局の皆さんには、同僚性と言いますか、学校間で好事例を共有できる交流の機会を設けていただいたり、学力、体力、学校教育自己診断等のデータを大切にしながら、アンケート項目を市で統一し、教育振興ビジョンの効果測定につなげるなど、検討いただけたらと思います。</p> <p>先ほどの説明で、教育計画に盛り込む項目の1つに、教職員の研修計画を挙げておられましたが、残念ながら各校の経営計画にきちんと示されていないように思います。免許更新制度の変更にあたり、学校長が教員の研修計画や履歴をきちんと管理していくことになると思います。そういう意味で、次の4月には研修計画をしっかりと提出できるよう、どのような研修が必要なのか、本年度中にしっかりと考えていただければと思います。これについて、進捗状況があれば教えてください。</p>

<p>広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長兼学校給食センター所長</p>	<p>各校では、同僚性やコロナ禍における児童虐待等の生徒指導事案の研修が行われています。学習指導についてもございますが、特に最近では生徒指導事案の研修会が多くなっています。</p>
<p>佃委員</p>	<p>教員の資質を向上するための研修には様々なものがありますので、生徒指導のみにとらわれず、幅広く取り組んでいただくことを要望します。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>佃委員からご意見いただきましたように、エビデンスベースド・スクールマネジメント (Evidence-based School Management) を強く進めてまいりたいと思います。</p>
<p>河田委員</p>	<p>それぞれの学校で子どもたちの様子や環境が違うのは理解していますが、達成目標に関しては、数値で出せるものもあれば、子どもたちの様子や職場環境など、質的な部分を測るものもあると思います。従来から実施している保護者に対する学校評価アンケートは、子どもに聞かなければ答えられない内容もあり、見直しが必要だと感じます。</p>
<p>花岡教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>エビデンスを測る指標については、必要に応じて見直しを図るよう、学校に対し、指導したいと思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p>
<p></p>	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。</p>
<p></p>	<p>報告第9号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。</p>
<p></p>	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>村上教育部上席主幹(スポーツ・文化財振興担当) 兼主任</p>	<p>報告第9号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会委員の委嘱について、四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例第4条第1項の規定により、別紙のとおり委員に委嘱したことを報告します。</p>
<p></p>	<p>別紙の名簿をご覧ください。委員は6人で、委嘱期間は令和4年5月1日から6年4月30日までの2年間です。なお、各委員の選定は、大阪府教育庁文化財保護課の助言を受け、大東市と協議のもと、飯盛城跡や飯盛山に見識のある専門家にご就任いただきました。以上でございます。</p>

植田教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	専門委員の選定について、地盤工学と森林生態学の専門家が追加されていますが、意図を教えてください。
村上教育部上席主幹 (スポーツ・文化財振興担当) 兼主任	地盤工学の委員については、土砂の流出に対する石垣保全などの観点、森林生態学の委員については、特に東側斜面の人工林をどのように保全していくか、また、国定公園内の森林をどのように管理するのかなどの観点で参画いただきます。
植田教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声)
植田教育長	それでは、その他の案件に移ります。
安田文化・公民館振興課長兼公民館長	四條畷市社会教育施設の指定管理者の募集についてご報告します。 令和4年度末をもって指定管理期間が終了する教育文化センターについて、令和5年4月1日から8年3月31日までの3年間の指定管理者を募集します。 募集要項は、令和4年6月20日から7月29日まで文化・公民館振興課窓口で配布するとともに、市ホームページからダウンロードできるようにします。申請期間は令和4年7月20日から8月3日までで、文化・公民館振興課で受け付けます。その後、質問事項への対応、現地説明会を経て、8月下旬に指定管理者選定・評価委員会を開催のうえ、指定管理候補者と次点者を選定し、12月市議会定例会の議決を受け、指定となります。
植田教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声) 他にございますか。
尾崎委員	2月の市議会定例議会での一般質問の内容について教えてください。 少人数学級の加配教員について、どれくらいの人数なのか、実態を教えてください。 また、四條畷小学校通学路での自動車事故に関し、その後の対応を教えてください。

花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>少人数指導の加配は、小学校3校、中学校3校の配置で、実態に応じて柔軟に活用できるため、35人学級の編成や教員の負担軽減に資する加配の活用もしています。</p> <p>四條畷小学校通学路の事故についても、関係課と調整を図りながら、車止めのポールと防護柵を設置したところですが、今後、更なる安全強化に向けて、できる限りの対策を進めていきたいと考えています。</p>
尾崎委員	<p>通学路はどのように決定するシステムになっていますか。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>各校のPTAや育成会など、子どもたちの実情や地域の事情を把握している団体により決定されています。</p> <p>先ほどの説明の補足ですが、市内の通学路については、通学路等交通安全プログラムに基づき、学校や地域から危険箇所を挙げていただき、対策を検討しています。四條畷小学校の当該箇所についても、危険箇所として情報をいただいております、関係課と安全対策について検討しているところです。</p>
尾崎委員	<p>通学路の決定は、PTAや育成会のみでなく、学校も関与していると思いますが。</p>
花岡教育部次長兼 学校教育課長	<p>相談がある場合は学校から助言しますが、最終決定はPTAや育成会が担われています。</p>
植田教育長	<p>只今の件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、本日本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月29日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員 佃 千 春